

大網白里市福祉有償運送運営協議会次第

日 時 令和8年2月3日（火）

午後2時～

場 所 中央公民館 2階会議室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 委員紹介

4. 会長及び副会長の選任について

5. 議 題

(1) 福祉有償運送の必要性について・・・資料1-1 資料1-2

・市内交通機関の状況・・・・・・・・資料1-3

(2) 特定非営利活動法人 葵の森における

福祉有償運送更新登録について・・・・資料2-1 資料2-2

(3) 福祉有償運送に係る変更事項について（利用料金改定について）・・・資料3 資料4

6. 閉 会

大網白里市福祉有償運送運営協議会委員名簿

令和8年2月3日現在 敬称略 順不同

No.	役 職 名	氏 名	備 考
1	城西国際大学 福祉総合学部教授	林 和歌子	出席
2	国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局 運輸企画専門官	小久保 龍生	出席
3	千葉県東金警察署交通課 課長	曾根 芳政	出席
4	大網白里市ボランティア連絡協議会 会長	永野 和子	出席
5	秋葉タクシー有限会社 代表取締役	秋葉 秀太	出席
6	小湊鐵道株式会社 移動課題解決部 副部長	上崎 貴仁	出席
7	社会福祉法人 大網白里市社会福祉協議会 事務局長	花沢 充	出席
8	大網白里市福祉事務所 所長	糸日谷 昇	出席
9	大網白里市企画政策課 課長	飯高 謙一	出席
10	大網白里市高齢者支援課 課長	深山 元博	出席

事務局	高齢者支援課 副課長	稲生 靖行	
事務局	高齢者支援課 班長	内海 淳	
事務局	” 副主査	大木 徹也	

(1)福祉有償運送の必要性について(要介護者、身体障害者等の移動制約者の状況)

【介護認定者数】 ※出典「厚生労働省HP／介護保険事業状況報告月報」より

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
R6.10末	255人	458人	316人	427人	425人	438人	264人	2,583人
R7.10末	258人	503人	301人	466人	420人	451人	290人	2,689人

●令和6年10月末現在、介護認定を受けている方は、(2,583人)で、令和7年10月末(2,689人)と比べて(106人)ほど増加しています。

【地区別高齢者人口推移】 ※出典「大網白里市地区別人口表」より

	瑞穂地区	山辺地区	大網地区	増穂地区	白里地区		計
R6.10末	3,287人	1,907人	2,442人	5,470人	3,472人	65歳以上	16,578人
R7.10末	3,330人	1,921人	2,455人	5,445人	3,461人		16,612人
R6.10末	11,781人	4,950人	10,646人	12,656人	7,658人	全体人口	47,691人
R7.10末	11,580人	4,922人	10,706人	12,536人	7,501人		47,245人
R6.10末	27.9%	38.5%	22.9%	43.2%	45.3%	高齢化率	34.8%
R7.10末	28.8%	39.0%	22.9%	43.4%	46.1%		35.2%

●令和6年10月末現在、高齢化率は、(34.8%)で、令和7年10月末(35.2%)と比べて(0.4%)ほど増加しています。

【在宅サービス利用者数】 ※出典「厚生労働省HP／介護保険事業状況報告月報」より

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	要介護 3～5
R6.10末	70人	222人	231人	346人	291人	233人	125人	1,518人	649人
R7.10末	60人	223人	222人	377人	280人	238人	156人	1,556人	674人

●介護認定者のうち在宅サービス利用者は、令和7年10月末現在、(1,556人)おります。その中で介護度が要介護3から要介護5の方は、(674人)おり、この方々が移動にあたって介護、介助を要すると考えられます。

【身体障害者、療育手帳、精神福祉手帳所持者数】

	身体障害者 (身体障害者手帳)	知的障害者 (療育手帳)	精神障害者 (精神福祉手帳)	計
R6.10末	1,652人	498人	626人	2,776人
R7.10末	1,714人 (うち足が不自由な方 (432人))	524人	658人	2,896人

●障害者については、令和7年10月末現在、肢体不自由、知的及び精神障害として手帳の交付を受けている方が、(2,896人)おり、その方が移動にあたっての制約を受けている状況にあると考えられます。

【福祉タクシー事業指定業者】

	事業所数
R6.10末	34事業所
R7.10末	41事業所

【福祉タクシー利用券交付数】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	要介護認定者	計
R6.10末	88人	9人	41人	41人	179人
R7.10末	80人	7人	38人	35人	160人

●令和7年10月末現在において、福祉タクシー事業指定業者として(41事業所)が登録しています。また(160人)の方が福祉タクシー利用券の交付を受けています。

【福祉有償運送実績】車両台数(お助け隊19台／葵の森4台)

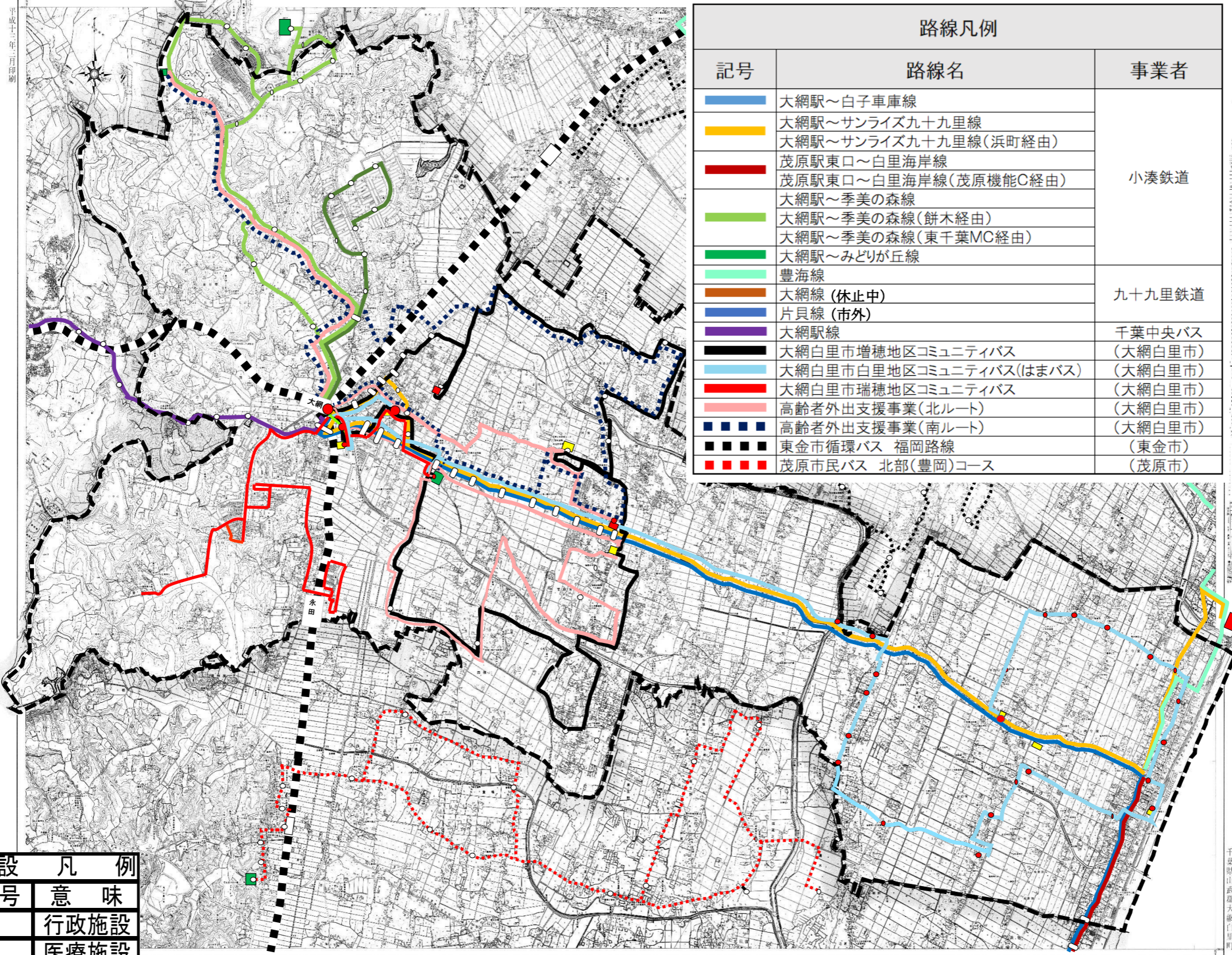
資料1-2

事業者	会員数		運送回数		支援した利用者数		事業者	会員数		運送回数		支援した利用者数	
	お助け隊	葵の森	お助け隊	葵の森	お助け隊	葵の森		お助け隊	葵の森	お助け隊	葵の森	お助け隊	葵の森
令和6年1月	39人	11人	48回	4回	15人	2人	令和7年1月	35人	13人	39回	17回	13人	5人
令和6年2月	39人	11人	45回	11回	17人	3人	令和7年2月	35人	13人	36回	7回	14人	3人
令和6年3月	39人	11人	55回	13回	18人	4人	令和7年3月	35人	13人	38回	9回	15人	3人
令和6年4月	35人	11人	49回	20回	16人	3人	令和7年4月	34人	13人	47回	16回	17人	5人
令和6年5月	35人	11人	76回	13回	18人	5人	令和7年5月	34人	13人	31回	13回	14人	5人
令和6年6月	35人	11人	30回	18回	12人	6人	令和7年6月	34人	13人	42回	18回	16人	5人
令和6年7月	35人	12人	69回	14回	16人	3人	令和7年7月	34人	13人	30回	7回	12人	4人
令和6年8月	35人	13人	49回	20回	16人	4人	令和7年8月	34人	14人	44回	6回	19人	3人
令和6年9月	35人	13人	47回	23回	19人	6人	令和7年9月	34人	14人	29回	6回	13人	3人
令和6年10月	35人	13人	60回	18回	16人	7人	令和7年10月	34人	14人	35回	10回	15人	4人
令和6年11月	35人	13人	62回	10回	20人	6人	令和7年11月	34人	14人	36回	9回	15人	4人
令和6年12月	35人	13人	50回	19回	17人	4人	令和7年12月	34人	14人	39回	5回	13人	2人
合計	平均(36人)	平均(12人)	640回	183回	200人	53人	合計	平均(34人)	平均(13人)	446回	123回	176人	46人

運行系統図

資料1-3

平成十三年三月印刷



路線凡例			
記号	路線名	事業者	
■	大網駅～白子車庫線	小湊鉄道	
■	大網駅～サンライズ九十九里線		
■	大網駅～サンライズ九十九里線(浜町経由)		
■	茂原駅東口～白里海岸線		
■	茂原駅東口～白里海岸線(茂原機能C経由)		
■	大網駅～季美の森線		
■	大網駅～季美の森線(餅木経由)	九十九里鉄道	
■	大網駅～季美の森線(東千葉MC経由)		
■	大網駅～みどりが丘線		
■	豊海線		
■	大網線(休止中)		
■	片貝線(市外)		
■	大網駅線		千葉中央バス
■	大網白里市増穂地区コミュニティバス		(大網白里市)
■	大網白里市白里地区コミュニティバス(はまバス)		(大網白里市)
■	大網白里市瑞穂地区コミュニティバス		(大網白里市)
■	高齢者外出支援事業(北ルート)	(大網白里市)	
■	高齢者外出支援事業(南ルート)	(大網白里市)	
■	東金市循環バス 福岡路線	(東金市)	
■	茂原市民バス 北部(豊岡)コース	(茂原市)	

施設凡例	記号	意味
■	■	行政施設
■	■	医療施設
■	■	商業施設

千葉県山武郡大網白里町

北海道地図株式会社 千葉県営業所 電話 043(22)-7175

	福祉有償運送ガイドブック	葵の森
運送の実施主体	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人のほか、公益法人、農業共同組合、消費生活共同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動法人 葵の森
運送の区域	<ul style="list-style-type: none"> 運営協議会の協議が調った市町村を単位とし、旅客の運送の発地または着地のいずれかが運送の区域内であることを要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 山武郡、長生郡、東金市、茂原市、山武市の範囲で行いますが、発着地のいずれかが大網白里市であることを原則とします。
旅客の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添い人とする。 <ol style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> 会員制（利用会員） 利用会員は、大網白里市内に住所を有し、あらかじめ登録した会員及び介助者とし、以下に掲げる者のうち、単独では公共交通機関の利用が困難な者とする。 ※介助を必要とする利用者の場合、付添人の同乗を認めますが、付添人は原則として家族及び介助者となります。 <ol style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉法第4条にいう身体障害者 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、精神障害、知的障害により単独での移動が困難な者
運送の対価	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送法施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていないと認められない妥当な範囲であることなどが求められている。具体的には、次の①～④に掲げる基準を目安とする。 <ol style="list-style-type: none"> 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内。 運送の対価以外の対価については、実費の範囲内。 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないこと。 運送の対価を距離制または時間制で定める場合で、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合においては、当該旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎者回送料金を加えた合計金額と比較して、当該対価が概ね1/2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎者回送料金を併せて徴収してはならない。 <p>※ 運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めることが必要。</p> <p>※ 会員になったときの入会金、年会費、月会費など、団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則として対価に含まれない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 走行距離1キロ当たり50円になります。（1キロ未満は切り上げとします。） 利用時間は30分当たり600円、30分を超える場合は、15分増すごとに300円を加算します。なお、30分未満、15分未満は切り上げ計算します。 <ul style="list-style-type: none"> 運用経費については、時間数と距離数のカウント起点を葵の森（おでかけキャブでんでんむし）から利用会員が指定する場所、目的地、又は利用者宅に戻るまでを通算する通算する。 <ol style="list-style-type: none"> 時間については、葵の森から利用会員が指定した場所を経由して目的地まで、または目的地から利用者が指定した場所を経由して葵の森に戻るまでの距離を通算する。 サービスの提供時間が30分を越えたときは、以降15分単位で算定する。15分未満は15分として算定する。 走行距離は、葵の森から利用会員が指定した場所を経由して目的地まで、または目的地から利用者が指定した場所を経由して葵の森に戻るまでの距離を通算する。 有料道路料金等、必要経費が生じたときは、利用者が負担するものとします。 営業日・営業時間外の利用については、5割増しの料金とします。 <ul style="list-style-type: none"> 利用会員は、会費年額 3,000円とします。
使用できる自動車の種類	<ul style="list-style-type: none"> 乗車定員11人未満のもので次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> 福祉自動車 <ul style="list-style-type: none"> 寝台車……車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車。 車いす車……車いすのまま車内に乗り込むことが可能なスロープまたはリフト付きの自動車。 兼用車……ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車。 回転シート車……回転シート（リフトアップシート含む）を備える自動車。 セダン等……自動車検査証の用途の欄が「貨物」の自動車以外の自動車。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉自動車…2台 普通自動車…1台 軽自動車…1台

	福祉有償運送ガイドブック	葵の森
運転者の要件	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の種類に応じて、次の要件のいずれかを備える者でなければならない。 <p>① 福祉自動車</p> <p>イ 第二種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者。</p> <p>ロ 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次の要件のいずれかを備える者</p> <p>i) 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること。</p> <p>ii) (社)全国乗用自動車連合会、(財)全国福祉輸送サービス協会及び(社)シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了していること。</p> <p>② セダン型 福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者（またはいずれかの要件を備える者の乗務）</p> <p>イ 介護福祉士</p> <p>ロ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること。</p> <p>ハ ① ロ ii) の研修を修了していること。</p> <p>ニ 訪問介護員など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協会員は、普通第2種免許を有する者。有しないときは、過去3年間重大な過失事故及び違反をしていない者。 運転歴5年以上で、過去3年間運転免許停止処分を受けていないこと。 普通第2種免許を有する者であること。または、普通第1種免許の者で、国土交通大臣認定のが認定するセダン等の福祉有償運送運転者講習を修了した者。 4人…4名が1種、1名が2種上記講習を修了済み。2人がヘルパー2級取得者。
損害賠償措置	<p>次の基準に適合する任意保険（共済を含む）の契約を締結していることが必要。</p> <p>① 対人賠償の限度額が1人につき、8,000万円以上のもの</p> <p>② 対物賠償の限度額が1事故につき、200万円以上のもの</p> <p>③ 運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと</p> <p>④ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと</p> <p>⑤ すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること</p>	対人保険、対物保険…無制限
運行管理の体制	<p>運送者は、運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。</p> <p>また、5両以上の自動車を運行管理する事務所にあっては、事務所毎に、次の要件を備える運行管理の責任者を自動車の数に応じて選任する必要があります。</p>	整備済み（5台未満）
整備管理の体制	<p>運送者は、自動車の点検及び整備を適切に実施するため、整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。</p>	整備済み
事故時の連絡体制	<p>運送者は、事故が発生した場合に適切に対応するため、責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。</p>	整備済み
苦情処理体制	<p>運送者は、苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。</p>	整備済み
利用時間		<p>月～土 9時～18時</p> <p>※ 日曜日、祝祭日、8月13日～8月15日、12月30日～1月4日を除く。</p> <p>※ 理事長が特に必要と認めるときは、この限りではない。</p>
サービス内容		<p>① 医療機関を利用するとき。</p> <p>② 公的機関を利用するなど。</p> <p>③ 日常生活に必要な買物など</p> <p>④ 社会福祉施設等への入退所又はイベント参加など。</p> <p>⑤ 社会的行事、冠婚葬祭への参加など</p> <p>・ その他、サービスの提供犯緒を超えるような場合は、理事長の判断とします。</p>

特定非営利活動法人 葵の森
おでかけキャブでんでんむし
登録番号 関千福 128 号 福祉有償運送

＝ご利用の案＝

「事業実施要綱」より抜粋

福祉有償運送**おでかけキャブでんでんむし**は身体障害者や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、ドア・ツー・ドアの個別運送サービスを提供します。

ご利用に当たっては『福祉有償運送利用会員登録申込書』（葵の森第1号様式）にて、お申し込みください。

利用者の条件

- ①大網白里市在住であること
- ②下記事項に掲げた「運送を必要とする理由」を満たしていること
- ③福祉有償運送**おでかけキャブでんでんむし**の利用会員（登録制）であること
- ④利用会員は、会費年額3000円を納めていること

運送を必要とする理由

- ①身体障害者であること
- ②要介護認定者であること
- ③要支援認定者であること
- ④その他、肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害を持っていること

サービスの内容

- ①医療機関を利用するなど
- ②公的機関を利用するなど
- ③日常生活に必要な買い物など
- ④社会福祉施設等への入退所又はイベント参加など
- ⑤社会的行事、冠婚葬祭等への参加など

その他、サービスの提供範囲を超えるような場合は理事長の判断とします。

サービスの提供範囲

福祉有償運送サービスの提供は山武郡、長生郡、東金市、茂原市、山武市の範囲で行いますが、発着地のいずれかが大網白里市であることを原則とします。

付添人

介助を必要とする利用者の場合、付添人の同乗を認めますが、付添人は原則として家族及び介護者等とします。

費用

運行経費については、時間数と走行距離のカウント起点を福祉有償運送**おでかけキャブでんでんむし**事業所（大網白里市南横川 3078-16）とし、利用会員が指定する場所、目的地、又は利用者宅に戻るまでを通算するものとします。

- ①サービスの提供時間が30分を超えたときは、以降15分単位で算定するものとする。
ただし、15分未満は15分として算定するものとする。
- ②利用時間は30分当たり600円、30分を超える場合は、15分増すごとに300円を加算します。なお、30分未満、15分未満は切り上げ計算します。
- ③走行距離は1キロ当たり50円の負担になります。1キロ未満は切り上げとします。
- ④有料道路料金等、必要経費が生じたときは、利用者が負担するものとします。
- ⑤営業日、営業時間外の利用については、5割増しの料金とします。

会員資格の喪失

利用会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、資格を喪失します。

- ①退会の申し出があったとき
- ②大網白里市から転出したとき
- ③死亡したとき
- ④会員の条件等を偽るなど、不正の手段で入会したことが明らかになったとき
- ⑤その他、理事長が不適切と認めたとき

休業日

このサービスは、原則として日曜日、祝祭日は休業日とする。

お盆(8月13日から15日)と年末年始(12月30日から翌年1月4日まで)は休業とします。

営業時間は、午前9時から午後6時までとします。

ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りではありません。

サービスの申し込み

このサービスを利用しようとする利用会員は『福祉有償運送利用申込書』（葵の森第5号様式）により、原則として利用日の5日前までに、理事長に申し込むものとする。

または、電話、FAX等の方法による申し込みも受け付けます。

《お申し込み、お問い合わせ》

特定非営利活動法人 葵の森

福祉有償運送**おでかけキャブでんでんむし** 関千福 128号

TEL : 0475-71-1010

FAX : 0475-71-1011

E-mail- aoinomorifukushi@royal.ocn.ne.jp

令和8年2月3日

相談窓口: 鈴出洋史

【利用料金改定について】

昨今、全国的に最低賃金の上昇が続いており、人件費の負担が以前よりも大きくなっております。当法人におきましても、さまざまな対策を講じ価格維持に努めてまいりましたが、現行の価格体系を維持するのが困難な状況となりました。

そこで、誠に不本意ではございますが、価格改定を実施させていただきたくご提案いたします。

(千葉県最低賃金の推移)

令和元年	895円
令和2年	923円 (+28円)
令和3年	925円 (+2円)
令和4年	953円 (+28円)
令和5年	984円 (+31円)
令和6年	1026円 (+42円)
令和7年	1076円 (+50円)
令和8年	1140円 (+64円)

245円上昇

(変更前)		(変更後)	
距離制運賃	1kmあたり50円	距離制運賃	1kmあたり50円
	+		+
時間制運賃	30分470円 30分以降 15分あたり240円	時間制運賃	30分600円 30分以降 15分あたり300円

(料金表)

距離制運賃	
1km	50円
2km	100円
3km	150円
4km	200円
5km	250円
6km	300円
7km	350円
8km	400円
9km	450円
10km	500円



時間制運賃 (待ち時間)	
30分	600円
45分	900円
60分	1200円
75分	1500円
90分	1800円
105分	2100円
120分	2400円
135分	2700円
150分	3000円
165分	3300円

自家用有償旅客運送の対価の目安の設定について

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）及び「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成29年12月7日付け国自旅第215号の3）の規定に基づき、運送の対価の目安を公表します。

令和6年1月16日

関東運輸局

記

1. 設定する地区

地区	市区町村等
特別区・武三地区	東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市
多摩地区	立川市、府中市、国立市、調布市、狛江市、小金井市、国分寺市、小平市、西東京市、昭島市、武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市、東久留米市、八王子市、日野市、多摩市、稲城市、町田市、青梅市、福生市、あきる野市、羽村市及び西多摩郡瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村
京浜地区	横浜市、川崎市、横須賀市及び三浦市
相模・鎌倉地区	藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、伊勢原市、秦野市、相模原市、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、厚木市、高座郡寒川町、中郡大磯町、二宮町、愛甲郡愛川町、清川村及び足柄上郡中井町
小田原地区	小田原市、南足柄市、足柄上郡大井町、開成町、山北町、松田町及び足柄下郡箱根町、湯河原町、真鶴町
埼玉県A地区	川口市、さいたま市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、北足立郡伊奈町、春日部市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、加須市（ただし、平成22年3月23日に編入された旧北埼玉郡北川辺町及び大利根町の区域に限る。）、白岡市、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、松伏町、川越市、所沢市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡三芳町、毛呂山町、越生町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町及び秩父郡東秩父村

埼玉県 B 地区	熊谷市、行田市、加須市（ただし、平成 22 年 3 月 23 日に編入された旧北埼玉郡北川辺町及び大利根町の区域を除く。）、本庄市、羽生市、深谷市、児玉郡美里町、上里町及び大里郡寄居町、秩父市及び秩父郡横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
千葉県 A 地区	市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、八千代市、浦安市、松戸市、柏市、流山市、野田市、我孫子市、千葉市、四街道市、佐倉市、成田市、香取市、八街市、印西市、富里市、白井市、印旛郡酒々井町、栄町、香取郡多古町、神崎町、東庄町及び山武郡芝山町
千葉県 B 地区	銚子市、匝瑳市、旭市、東金市、山武市、大網白里市、山武郡九十九里町、横芝光町、市原市、茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、長生村及び夷隅郡御宿町、大多喜町
群馬県 A 地区	群馬県太田市、館林市、桐生市、みどり市、邑楽郡大泉町、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町前橋市、高崎市、伊勢崎市、佐波郡玉村町、安中市、富岡市、藤岡市、北群馬郡吉岡町、榛東村、多野郡神流町、上野村、甘楽郡甘楽町、下仁田町、南牧村及び埼玉県児玉郡神川町
群馬県 B 地区	沼田市、みなかみ町及び利根郡川場村、昭和村、片品村、渋川市及び吾妻郡東吾妻町、高山村、中之条町、長野原町、草津町、嬭恋村
茨城県地区	茨城県全域
栃木県地区	栃木県全域
山梨県 A 地区	甲府市、甲斐市、中央市、中巨摩郡昭和町、山梨市、甲州市、笛吹市、南アルプス市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町、韮崎市及び北杜市
山梨県 B 地区	南巨摩郡南部町、早川町、身延町、大月市、都留市、富士吉田市、上野原市、北都留郡小菅村、丹波山村及び南都留郡忍野村、富士河口湖町、道志村、鳴沢村、西桂町、山中湖村

2. 運送の対価の目安
別紙のとおり

3. 設定日
令和 6 年 1 月 1 6 日

【別紙】

地区	距離制		時間制	
	1キロメートルまで	以降、1キロ毎	5分まで	以降、5分毎
特別区・武三地区	366円	314円	358円	327円
多摩地区	367円	344円	458円	458円
京浜地区	356円	325円	353円	319円
相模・鎌倉地区	354円	313円	469円	469円
小田原地区	342円	293円	478円	478円
埼玉県A地区	344円	327円	469円	469円
埼玉県B地区	369円	294円	457円	457円
千葉県A地区	341円	330円	484円	484円
千葉県B地区	337円	319円	479円	479円
群馬県A地区	335円	283円	458円	458円
群馬県B地区	373円	360円	530円	530円
茨城県地区	352円	302円	449円	449円
栃木県地区	388円	315円	481円	481円
山梨県A地区	328円	258円	467円	467円
山梨県B地区	378円	330円	503円	503円